

四肢のリンパ浮腫治療用

# 弾性着衣などの療養費支給のご案内

## 支給要件

### 【支給対象者】

以下のいずれかの方が、医師の指導のもと弾性着衣を購入した場合。

- リンパ節切除<sup>※1</sup>を伴うがんの手術を受けた後、四肢にリンパ浮腫を発症した方
- 四肢に原発性のリンパ浮腫を発症した方

### 【支給回数】

年2回までです。2回目の申請は1回目から6ヶ月<sup>※2</sup>以上経過している必要があります。

### 【支給枚数】

1回の支給で、1部位ごとに2着までと決められています。

(注)申請窓口や自己負担の割当などは、所属されている保険者の事務所までお問い合わせください。

## 支給上限額

下記の金額を上限に、購入額から自己負担額を引いた金額が給付されます。

弾性ストッキング <sup>※5 ※6</sup>	28,000円 片脚用 25,000円
弾性スリーブ <sup>※5</sup>	16,000円
弾性グローブ <sup>※5</sup>	15,000円
弾性包帯 <sup>※7</sup>	上肢 7,000円 下肢 14,000円

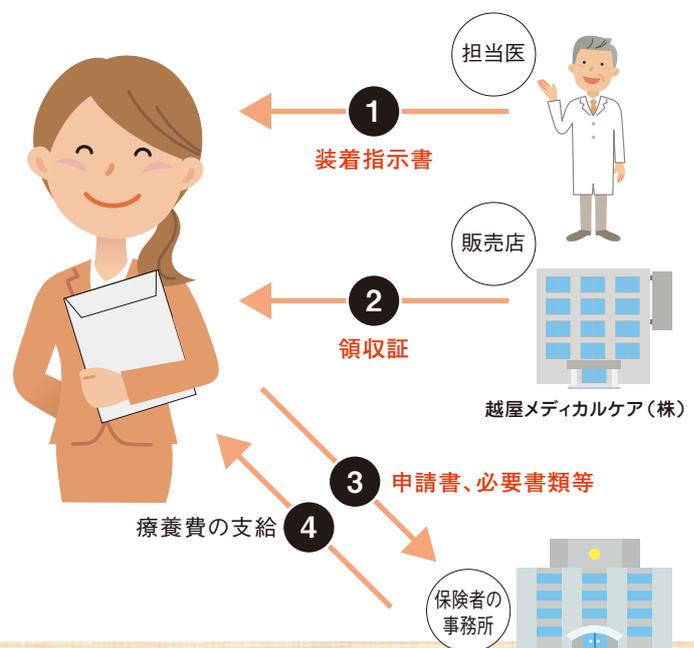
- ※1 鼠径部(そけいぶ)、骨盤部、腋窩部(えきかぶ)における。
- ※2 「弾性着衣等を購入した際の領収証」の日付を起算日とします。
- ※3 金額のほか、何をいくつ購入したかなど記載が必要な場合があります。
- ※4 全額を一旦ご自分でお支払いください。
- ※5 圧迫力が30mmHg以上であることが条件ですが、装着指示書の特記事項に理由が記入されていれば20mmHgでも構いません。
- ※6 パンティストッキングタイプについては、両下肢で1着のため2着までとなります。
- ※7 医師の判断により、弾性ストッキング・弾性スリーブ・弾性グローブを使用できないとの指示がある場合に限りです。

## 申請に必要な書類等

- 弾性着衣等装着指示書(担当医が用意)
- 弾性着衣等を購入した際の領収証<sup>※3</sup>(原本)
- 健康保険証、印鑑、振込口座がわかるもの
- 療養費支給申請書(申請窓口などに設置)

## 申請から支給までの流れ

- ① 担当医に「弾性着衣等装着指示書」を書いてもらいます(原則無料)。
- ② 「弾性着衣等装着指示書」に基づいて商品を購入し<sup>※4</sup>、「領収証」を発行してもらいます。
- ③ 保険者の事務所で申請します。  
国民健康保険の方：役所  
お勤めの方：協会けんぽ(電子申請可、裏面参照)、健康保険組合 など  
「療養費支給申請書」に記入して、必要書類等と一緒に提出します。
- ④ 審査終了後、約2~6ヶ月後ご指定の口座に振り込まれます。



詳しくは所属されている保険者の事務所(役所の保険年金課や協会けんぽなど)にお問い合わせください。

## 健康保険別の申請窓口一覧と自己負担額 (2021年1月現在)

※自己負担には限度額があります。  
 ※自己負担割合が変わる場合などがございますので、詳細は申請窓口にお問い合わせください。

健康保険の名称	申請窓口	内容	自己負担割合(通院・入院共通)
政府管掌健康保険	全国健康保険協会	一般に「社会保険」と呼ばれます。 小規模の会社・工場などに勤める人を対象とした保険です。 取扱窓口は各地の健康保険協会が行います。	本人・家族 30% 3歳未満 20% 70歳以上 20～30%
船員保険	全国健康保険協会	船に乗っている人を対象とした保険です。 乗船中と陸上で取り扱いが異なります。	
日雇健康保険	全国健康保険協会	日々雇用される方を対象とした健康保険です。	
共済組合	各共済組合	国や地方自治体・学校・警察に勤務している方が対象です。	
組管掌健康保険	各健康保険組合	従業員500人以上の職場が対象となり、独自の組合を作ります。 JR・NTT・日本たばこ産業のこれまで共済組合だった3者も 組合健保に変わりました。また大都市の市役所職員も、 共済組合ではなく組合健康保険の場合があります。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70歳以上 20～30%
自衛官	自衛隊	自衛官(制服組が対象で、事務等で勤務する方は共済組合員)。 「家族」はありません。	本人・家族 30% 3歳未満 20% 70歳以上 20～30%
国民健康保険	各市町村	原則、勤務していない人が対象です。 負担割合は市町村の財政事情によって異なります。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70～74歳 20～30%
国民健康保険組合	各保険組合	医者・薬剤師・税理士等の同じ職業を持つ方が集まって 健康保険組合を作る場合。	本人・家族 30% 未就学児 20% 70歳以上 20～30%
退職者健康保険 (任意継続)	各市町村	退職した元勤務者かつ被用者年金の受給権者で、年金加入期間が 20年以上または40歳以降に10年以上加入している方などが対象です。	
後期高齢者保険	各市町村	75歳以上の方(一部65歳以上の方)が対象です。	75歳以上 10% 高額所得者 30%

種類	ケース	結果	備考
全くの無保険状態	どの健康保険にも 加入していない場合 (外国人を含む)	全額自己負担になります。	1点単価の制限無し。
交通事故等の 第三者行為	費用は通常 加害者側が負担	自動車賠償責任保険等	限度額があります。
労働者災害補償 保険法	工作中に仕事の原因で 負傷した場合	労働基準監督署にお尋ねください。	一部の健康保険と扱いが 異なります。
公務員災害補償法	公務員のための 労災補償的な性質	所属官庁にお尋ねください。	
生活保護(医療扶助)を 受けている場合	ほかに医療の給付を 受ける方法がない場合	福祉事務所	主に市役所・区役所・役場内に あります。

協会けんぽ 加入者の方へ

**療養費支給の申請手続きを  
オンラインで行えるようになりました。**

ウェブサイトやスマホアプリ(けんぽアプリ)から  
カンタンに申請できます。くわしくは協会けんぽ  
ウェブサイトの「[電子申請サービスについて](#)」  
をご覧ください。



協会けんぽ 電子申請
検索


QRコードからも  
アクセスできます